

一般財団法人 日本ドッジボール協会指導委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本ドッジボール協会定款第7章の定める専門委員会としての指導委員会について、その活動内容・組織・運営体制等を明確にするため定めるものである。

(名称)

第2条 この委員会は、一般財団法人日本ドッジボール協会(以下、本協会という。)指導委員会と称する。

第2章 活動内容

(活動内容)

第3条 この委員会は、以下の事項に関する活動を行う。

- (1) ドッジボール指導員の規程・養成に関すること。
- (2) 本協会主催の公認指導者養成講習会要項の立案・運営に関すること。
- (3) 本協会主催の公認指導者更新講習会要項の立案・運営に関すること。
- (4) 指導員の養成推進に関すること。
- (5) その他指導に関すること。

第3章 組織

(委員会の構成)

第4条 この委員会は、本協会定款第50条に基づき理事会で選任された委員長、及び委員長が選任し理事会の承認を得た委員をもって構成する。

2 この委員会に、以下の区分に従った委員を置く。

- ブロック連絡会指導部長から9名
- 加盟団体より委員長選任4名以内

(役員)

第5条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 4名
 - (3) 常任委員 9名以内
- 副委員長及び常任委員は兼務することができる。

(役員の仕事)

第6条 委員長は委員会を代表し、かつ委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した順序により副委員長がその職務を代行する。

3 委員長及び副委員長が共に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する常任委員がこれを代行する。

4 常任委員はドッジボール指導員の養成推進及び日常業務を処理する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に、事故、傷病その他の業務を継続し難い事由が生じたときは、委員長は委員を解任することができる。

3 委員が任期途中で退任したとき又は解任されたときは、委員長は、補充の委員を選任するものとする。この場合、補充の委員の任期は、退任した委員の残余の期間とする。

第4章 役員会

(構成と招集等)

第8条 役員会は、委員長・副委員長をもって構成する。

2 役員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となり議事を開き議決する

3 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任務)

第9条 役員会は、議案の作成、議決された事項の執行・本協会理事会への答申の審議・緊急事項の処理及びその他日常業務の執行にあたる。ただし、緊急事項の処理は、本協会理事会に報告し、承認を得なければならない。

第5章 その他

(講習会)

第10条 本協会が主催する公認指導員養成講習会、更新講習会の組織・運営については、別に定める「指導者に関する規程」等に基づいて行うものとする。

(規程の改定)

第11条 第10条の規定に関わらず、本規程の改定は、役員会に出席した委員の3分の2以上に当たる多数をもって議決し、かつ理事会の承認を得なければならない。

(資格認定の公正性)

第13条 この規程における第2条第1項第5号、第2項第1号及び第2号(以下、受検者という)の資格認定にあたる認定員及び評価者は、認定及び評価基準を基に認定結果及びその過程において疑惑を抱かせることのないよう公正かつ透明性ある認定を行わなければならない。

付則

この規程は、2019年5月1日から施行する。

この規程は、2021年2月20日に一部改正する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。